

青森県警察本部長告示第 9 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第104条の2の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月4日

青森県警察本部長 安田 貴司



記

1 聴聞の期日

令和8年3月11日（水）午後1時30分

2 聴聞の場所

青森県青森市大字三内字丸山198番地4

青森県運転免許センター3階「聴聞室」